

職員のWell-being向上に向けた取組みについて

市長宣言に係る取組の達成状況について

勤務間インターバル宣言：終業から始業までに11時間の休息時間を確保
男性育休100%宣言：男性職員の育児休業取得率100%の実現

勤務間インターバル：**99%以上**が実現

※市長事務部局における令和4年9月から5年5月までの速報値

男性育休取得率：**100%**達成見込み

※宣言(R4.9.1)以降に子どもが生まれた男性職員が対象

※令和5年3月までの報告(74件)における育休取得者(67人)及び取得予定者(7人)の合計

夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について

○夏季休暇

☞今年度から取得期間延長 **(6月から10月まで取得可能)**

○年次有給休暇

☞所属長は、所属職員が**年5日以上**(時間年休を除く。)の年休を取得できるよう指導が必要

職員のWell-being向上やワーク・ライフ・バランスの推進、ひいては質の高い行政サービスの提供の観点から重要です。

⇒夏季休暇及び年次有給休暇の計画的な取得をお願いします。

【問い合わせ先】

総務企画局人事部労務課 担当：山口、犬塚
TEL：711-4131 (内線1361)